健介事第556号

平成26年７月31日

（介護予防）認知症対応型通所介護事業所管理者　各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

指定認知症対応型通所介護事業所における

利用者が認知症であることの確認方法の取扱いについて（通知）

平素から、横浜市の介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

「指定認知症対応型通所介護事業所における利用者が認知症であることの確認方法について（平成26年６月　健介事第295号）」において利用者が認知症であることを文書で確認する事を通知しましたが、この通知のうち「１　契約時に確認する書類等について」及び「３　原因疾患について」の取扱いを当面の間は下記【当面の取扱い】であっても満たすものとします。

【当面の取扱い】

サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認し、その検討・確認した内容、日時及び確認した者の所属、氏名を記録してください。

（問い合わせ先）

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

介護事業指導課運営支援係

地域密着型サービス担当

TEL：045-**671**-3466

FAX：045-**681**-7789